

住 田 町

新型インフルエンザ等対策行動計画

平成26年2月

目 次

I 総 論

1. 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定 2
2. 町行動計画の作成 2
3. 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針
 - 3-1 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略 3
 - 3-2 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方 3
 - 3-3 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点 5
4. 新型インフルエンザ等発生時の被害想定について
 - 4-1 新型インフルエンザ等発生時の被害想定について 7
 - 4-2 新型インフルエンザ等発生時の社会への影響について 8
5. 対策推進のための役割分担
 - 5-1 地方公共団体の役割について 8
 - 5-2 一般の事業者 9
 - 5-3 市町村民 9

II 各 論

1. 対策を実施するための体制 10
2. 情報収集と適切な方法による情報提供（事業者や住民） 12
3. まん延の防止に関する措置 14
4. 予防接種の実施 15
5. 町民の生活及び地域経済の安定に関する措置 20

I 総論

1. 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、未知の感染症である新感染症の中で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）は、病原性が高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定（地方）公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るために、平成24年5月に公布され、平成25年4月に施行された。

2. 町行動計画の作成

今回、これら国の動き及び新型インフルエンザ（A/H1N1）対策の経験等を踏まえ、「住田町新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下、「町行動計画」という。）の作成を行うこととした。

町行動計画の対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は、以下のとおりである。

- ・ 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ」という。）
- ・ 感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

なお、町行動計画は、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見を取り入れ見直す必要があり、また新型インフルエンザ等対策についても検証等を通じ、適時適切に変更を行うものとする。

3. 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

3-1 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、またその発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、我が国への侵入も避けられないと考えられる。病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、国民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えかねない。このため、新型インフルエンザ等については、長期的には、国民の多くが罹患するものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合、医療提供のキャパシティを超えてしまうということを念頭におきつつ、新型インフルエンザ等対策を国家の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく必要があるとしている。

- 1) 感染拡大を可能な限り抑制し、国民の生命及び健康を保護する。
 - ・ 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
 - ・ 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにすることにより、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
 - ・ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。
- 2) 国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。
 - ・ 地域での感染対策等により、欠勤者の数を減らす。
 - ・ 事業継続計画の作成・実施等により、医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

本町においてもこうした事態を生じさせないよう、新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」という。）及び岩手県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「県行動計画」という。）に準じて、この2点を主たる目的として対策を講じていくこととする。

3-2 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。過去のインフルエンザのパンデミックの経験等を踏まえると、一つの対策に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。町行動計画は、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染

症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

そこで、本町においては、科学的知見及び各国の対策も視野に入れながら、本町の地理的な条件、交通機関等の社会状況、医療体制、受診行動の特徴等も考慮しつつ、各種対策を総合的・効果的に組み合わせてバランスのとれた戦略を目指すこととする。その上で、新型インフルエンザ等の発生前から流行が収まるまでの状況に応じて、次の点を柱とする一連の流れをもった戦略を確立する。

- ・ 発生前の段階から、発生に備えた事前の準備を周到に行っておくことが重要である。
- ・ 世界で新型インフルエンザ等が発生した段階では、直ちに対策実施のための体制に切り替える。新型インフルエンザ等が海外で発生した場合、病原体の国内への侵入を防ぐことは不可能であるということを前提として対策を策定することが必要である。
- ・ 国内の発生当初の段階では、患者の入院措置や、抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染のおそれのある者の外出自粛や、その者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討、病原性に応じては、不要不急の外出自粛要請や施設の使用制限等を行い、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講ずる。

なお、国内外の発生当初などの病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ最も被害が大きい場合を想定し、強力な対策を実施するが、常に新しい情報を収集し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られしだい、適切な対策へと切り替えることとする。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小・中止を図るなど見直しを行うこととする。
- ・ 国内で感染が拡大した段階では、国、地方公共団体、事業者等は相互に連携して、医療の確保や国民生活・国民経済の維持のために最大限の努力を行う必要があるが、社会は緊張し、いろいろな事態が生じることが想定される。したがって、あらかじめ決めておいたとおりにはいかないことが考えられ、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していくことが求められる。
- ・ 事態によっては、地域の実情等に応じて、都道府県や各省等が政府対策本部と協議の上、柔軟に対策を講じることとしており、医療機関も含めた現場が動きやすくなるよう配慮・工夫を行う。
- ・ 国民の生命及び、健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出の自粛要請、施設の

使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制など、医療対応以外の感染対策と、ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等を含めた医療対応を組みあわせて総合的に行うことが必要である。

- ・ 特に医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込むなどの対策を実施することについて積極的に検討することが重要である。
- ・ 事業者の従業員のり患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを国民に呼びかけることも必要である。
- ・ 新型インフルエンザ等のまん延による医療体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、都道府県、市町村、医療機関、指定（地方）公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や国民一人ひとりが、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄などの準備を行うことが必要である。
- ・ 新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いなど、季節性インフルエンザに対する対策が基本となる。特に、治療薬やワクチンが無い可能性が高い SARS のような新感染症が発生した場合、公衆衛生対策がより重要である。

町行動計画は、以上のような政府行動計画、県行動計画の考え方を踏まえて作成したものである。

なお、町行動計画の基本的な構成（発生段階の区分、主要項目の内容、順序等）などは、原則として政府行動計画と統一している。しかし、政府・県の行動計画が発生段階の区分ごとに項目別に作成しているが、内閣官房からの「作成手引き」により、町行動計画は項目別に発生段階の区分ごとに作成している。

なお、「Ⅱ 各論」に（行 ）と記載しているものは政府行動計画のページ数、（G ）と記載しているものは新型インフルエンザ等対策ガイドラインのページ数で、その内容が記載されている場所のことである。

3-3 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

本町は新型インフルエンザ等発生に備え、また発生した時に特措法その他の法令、政府行動計画及び県行動計画又は業務計画に基づき、相互に連携協

力し、新型インフルエンザ等に対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

- 基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等対策の実施にあたっては、基本的人権を尊重することとする。岩手県との連携のもと、医療関係者への医療等の実施の要請等、不要不急の外出の自粛等の要請、学校、興行場等の使用等制限等の要請等、臨時の医療施設の開設のための土地等の使用、緊急物資の運送等、特定物資の売渡しの要請等の実施にあたって、町民の権利と自由に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする。

具体的には、新型インフルエンザ等対策の実施にあたって、法令の根拠があることを前提として、町民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

- 危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えてさまざまな措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし新型インフルエンザや新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であるなどにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講じるというものではないことに留意する。

- 関係機関相互の連携協力の確保

政府対策本部、岩手県対策本部、住田町対策本部は、相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。岩手県対策本部長から政府対策本部長に対して、又は住田町対策本部長から岩手県対策本部長に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請をした場合には、政府対策本部長または岩手県対策本部長は、その要請の趣旨を尊重し、必要がある場合には速やかに所要の総合調整を行う。

- 記録の作成・保存

新型インフルエンザ等が発生した段階で、政府対策本部、岩手県対策本部、住田町対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

4 新型インフルエンザ等発生時の被害想定について

4-1 新型インフルエンザ等発生時の被害想定について

町行動計画の作成にあたっては、有効な対策を考える上で、被害想定として、患者数等の流行規模に関する数値を置くが、実際に新型インフルエンザ等が発生した場合、これらの想定を超える事態も、下回る事態もあり得るということを念頭に置いて対策を検討することが重要である。

新型インフルエンザ等の流行規模は、病原体側の要因（出現した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等）や宿主側の要因（人の免疫の状態等）、社会環境など多くの要素に左右される。また病原性についても高いものから低いものまで様々な場合があり得、その発生の時期も含め事前にこれらを正確に予測することは不可能である。

町行動計画を作成するに際しては、政府行動計画及び県行動計画と同様に現時点における科学的知見や、過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考に、一つの例として次のように想定した。

- ・ 全人口の25%が新型インフルエンザに罹患すると想定した場合、医療機関を受診する患者数は、約1,200人と推計。
- ・ 入院患者数及び死亡者数については、過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを使用し、アジアインフルエンザ等のデータを参考に中等度を致命率0.53%、スペインインフルエンザのデータを参考に重度を致命率2.0%として、中等度の場合では、入院患者数の上限は約24人、死亡者数の上限は約8人となり、重度の場合では、入院患者数の上限は約97人、死亡者数の上限は31人と推計。
- ・ なお、これらの推計にあたっては、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響（効果）、現在の我が国の医療体制、衛生状況等を一切考慮していないことに留意する必要がある。
- ・ 被害想定については、現時点においても多くの議論があり、科学的知見が十分とは言えないことから、引き続き最新の科学的知見の収集に努め、必要に応じて見直しを行うこととする。
- ・ なお、未知の感染症である新感染症については、被害を想定することは困難であるが、新感染症の中で、全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものは、新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きく、国家の危機管理として対応する必要がある、併せて特措法の対象としたところである。そのため、新型インフルエンザ等感染症の発生を前提とした被害想定を参考に新感染症も含めた対策を検討・実施することとなる。このため、今までの知見に基づき飛沫感染・接触感染への対策を基本とし

つつも、空気感染対策も念頭に置く必要がある。

単位：人

	人 口	罹患者数	入 院		死 亡	
			中等度	重 度	中等度	重 度
全 国	127,692,000	31,923,000	530,000	2,000,000	170,000	640,000
岩手県	1,352,000	338,000	5,600	21,200	1,800	6,800
住田町	6,182	1,546	24	97	8	31

* 全国及び岩手県の数値は、総務省の「人口推計年報（H20.10.1）」から国・県がそれぞれ算出した数値

* 住田町の数値は、平成25年3月末日時点の人口から国・県の算出方法と同じ方法により算出した数値

4-2 新型インフルエンザ等発生時の社会への影響について

新型インフルエンザ等による社会への影響の想定には多くの議論があるが、以下のような影響が一つの例として想定される。

- ・ 国民の25%が、流行期間（約8週間）にピークを作りながら順次り患する。り患者は1週間から10日間程度り患し、欠勤。り患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し（免疫を得て）、職場に復帰する。
- ・ ピーク時（約2週間）に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって5%程度と考えられるが、従業員自身のり患のほか、むしろ家族の世話、看護等（学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる）のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時（約2週間）には従業員の最大40%程度が欠勤するケースが想定される。

5 対策推進のための役割分担

5-1 地方公共団体の役割について

地方公共団体は、新型インフルエンザ等が発生したときには、基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。

市町村は、住民に最も近い行政単位であり、地域住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援に関し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、岩手県や近隣の市町村と緊密な連携を図る。

5-2 一般の事業者

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染防止策を行うことが求められる。

住民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染拡大防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれる。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められる。

5-3 町民

新型インフルエンザ等の発生前は、新型インフルエンザ等に関する情報や、発生時にとるべき行動など、その対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザにおいても行っている、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。

また、発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や実施されている対策等についての情報を得て 感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

II 各 論

1. 対策を実施するための体制

新型インフルエンザ等は、その病原性が高く感染力が強い場合、多数の国民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、全国的な社会・経済活動の縮小・停滞を招くことが危惧されており、国家の危機管理の問題として取り組む必要がある。

このため、本町においては、岩手県及び他の市町村と相互に連携を図り、一体となった取り組みを行うことが求められる。

また、新型インフルエンザ等の対策には危機管理部門と健康に関わる部門が中心となり、全庁を横断した発生段階に応じた危機管理組織を整備し、総合的かつ効果的な対策を推進する。

なお、行動計画の作成に際しては、医学・公衆衛生の学識経験者の意見を聴き、発生時には、医学・公衆衛生の学識経験者の意見を適宜適切に聴取するものとする。

発生段階	対 策 等
未発生期	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村行動計画等の作成 <ul style="list-style-type: none"> ・ 特措法の規定に基づき、政府行動計画及び岩手県行動計画等を踏まえ、発生前から、新型インフルエンザ等の発生に備えた行動計画の作成を行い、必要に応じて見直していく。(行 28) ○ 他の地方公共団体との連携強化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 岩手県、他の市町村等と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認、訓練を実施する。(行 28)
海外発生期	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住田町新型インフルエンザ等対策連絡会議の設置 <ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等が発生する恐れがある場合には、発生時に新型インフルエンザ等対策本部を速やかに立ち上げられるよう、そして未発生期からの対策を推進するため、住田町新型インフルエンザ等対策連絡会議を設置する。

国内発生早期	<p>○ 住田町新型インフルエンザ等対策本部の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 政府対策本部長が新型インフルエンザ等緊急事態宣言をした場合には住田町新型インフルエンザ等対策本部を設置する。(特措法 34 条、町条例)
国内感染期	<ul style="list-style-type: none"> ・ この場合、未発生期に設置した住田町新型インフルエンザ等対策連絡会議は解散する。
小康期	<p>○ 住田町新型インフルエンザ等対策本部の解散</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 政府対策本部長が新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言をした場合には住田町新型インフルエンザ等対策本部を廃止する。(行 73)

2. 情報収集と適切な方法による情報提供（事業者や住民）

住民への情報提供については、新型インフルエンザ等の発生時の危機に対応する情報提供だけでなく、発生前においても予防的対策として予防及びまん延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果などを国民のほか、医療機関、事業者等に情報提供する役目を市町村が担うこととなる。特に児童、生徒等に対しては、学校は集団感染が発生するなど、地域における感染拡大の基点となりやすいことから、保健福祉担当課や教育委員会等が連携し、感染症や公衆衛生について丁寧に情報提供していく必要がある。

また、市町村はもともと住民に近い行政主体であることから、新型インフルエンザ等の発生時には、住民に対して詳細かつ具体的な情報提供及び住民からの相談受付等について、中心的な役割を担うこととなる。

発生段階	対 策 等
未発生期	<ul style="list-style-type: none"> ○ 情報収集及び提供 <ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等が発生する前から、その情報収集・情報提供体制を整備し、国及び岩手県が発信する情報を入手することに努める。また、関係部局間での情報共有体制を整備する。収集した情報については、保健所との連携の下、町民が混乱しないように的確に提供していくものとする。（G30、G196） ・ 新型インフルエンザ等の発生時に、町民からの相談に応じるため、国からの要請に基づいてコールセンター等を設置する準備を進める。（行31）
海外発生期	<ul style="list-style-type: none"> ○ コールセンター等の設置 <ul style="list-style-type: none"> ・ 国からの要請に基づいて、町民からの一般的な問い合わせに対応できるコールセンター等を設置し、適切な情報提供を行う。（行41） ・ また、新型インフルエンザ等に関する相談窓口を設け、疾患に関する相談のみならず、生活相談等広範な内容に対応できる体制について検討していく。（G29） ○ 情報提供方法 <ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等が発生した場合には、国及び岩手県が発信する情報を入手し、情報を共有するとともに、町民への情報提供に努める。（G31） ・ 情報入手が困難なことが予想される外国人や視聴覚障害者等の情報

	<p>弱者に対しても受取手に応じた情報提供手段を講じる。(G191)</p> <ul style="list-style-type: none"> 町民への情報提供の手段としては、防災無線やホームページ、ケーブルテレビ、相談窓口などあらゆる方法を活用し提供する。(G191)
国内発生早期	<p>○ コールセンター等の体制充実・強化</p> <ul style="list-style-type: none"> コールセンター等では、国から配布されるQ&Aの改訂版等を受けて対応し、適切な情報提供の実施ができるよう国の要請に従い体制を充実強化する。(行54) 国及び岩手県が発信する情報を引き続き入手し、町民への情報提供に努める。また、地域内の新型インフルエンザ等の発生状況や今後実施する対策に係る情報、公共交通機関等の運行状況等についての情報提供を行う。(G31) <p>○ 情報提供方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 新型インフルエンザ等の発生時における記者発表を行わなければならない場合には、政府対策本部及び厚生労働省や岩手県と情報を共有するとともに、発表の方法についてはこれらの関係者やマスコミ関係者とあらかじめ検討を行っておく。(G26)
国内感染期	<p>【参考：国のガイドライン】</p> <ul style="list-style-type: none"> * 個人情報の公表の範囲について、プライバシーの保護と公益性のバランスを考慮する必要がある。プライバシーを保護することは重要であることは当然であるが、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)第7条(公益上の理由による裁量的開示)の趣旨を踏まえ、国民の生命、ひいては国民生活・国民経済に多大な影響を及ぼす恐れられる状況下における新型インフルエンザ等の発生状況等に関する情報伝達の公益性に留意して情報提供を行う。(G26) * 発生地域の公表にあたっては、原則市町村名までの公表となるが、患者と接触した者が感染している可能性を考慮し、公衆衛生上、当該接触者への対応が必要な場合はその程度に応じて、患者が滞在した場所、時期、移動手段等を発表する。(G27)
小康期	<p>○ コールセンター等の体制の縮小</p> <ul style="list-style-type: none"> 新型インフルエンザ等の発生状況等を踏まえながら、国からの要請に基づいてコールセンター等の体制を縮小する。(行74)

3. まん延の防止に関する措置

新型インフルエンザ等の感染拡大防止対策は、流行のピークをできるだけ遅らせることで体制の整備を図るための時間を確保することに繋がる。また、流行のピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲内におさめることに繋がる。(行 17)

個人対策や地域対策、職場対策・予防接種などの複数の対策を組み合わせるが、まん延防止対策には個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策の決定、実施している対策の縮小・中止を行う。(行 17)

発生段階	対 策 等
未発生期	<p>○ 町民への感染対策の普及及び理解促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 町民に対しマスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策の普及を強化し、また、自らの発症が疑わしい場合は、帰国者・接触者相談センターに連絡して指示を仰ぐなど感染を広げないようにするなど、基本的な感染対策について理解促進を図る。(行 31)
海外発生期	
国内発生早期	<p>○ 町民への感染対策の実践要請</p> <ul style="list-style-type: none"> 町民に対しマスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう強化する。(G64)
国内感染期	
小康期	

4. 予防接種の実施

新型インフルエンザ等対策における市町村の予防接種については、特定接種と住民に対する予防接種を行う。

特定接種とは、特措法第 28 条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。

(行 19)

住民に対する予防接種では、特措法において新型インフルエンザ等緊急事態措置の一つとして住民に対する予防接種の枠組みができたことから、緊急事態宣言が行われている場合については、特措法第 46 条に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項の規定（臨時の予防接種）による予防接種を行うこととなる。(行 20) 一方、緊急事態宣言が行われていない場合については、予防接種法第 6 条第 3 項の規定（新臨時接種）に基づく接種を行うこととなる。(行 20)

発生段階	対 策 等
未発生期	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特定接種の準備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定接種のうち、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員については、当該地方公務員の所属する市町村が実施主体として接種を実施する。(G97) ・ 本町の特定接種の対象となる地方公務員について、対象者数を把握し、厚生労働省へ人数を報告する。(G94) ○ 登録事業者等の特定接種の準備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 国が実施する登録事業者の登録業務について、必要に応じて協力する。(行 33) ○ 住民接種の準備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 住民接種の対象者は、本町の区域内に居住する者を原則とする。(G103) ・ 本町に所在する医療機関に勤務する医療従事者についても対象とする。(G103) ・ 住民接種については、原則として集団的接種により実施することとし、国及び岩手県、医師会、関係事業者等の協力を得ながら、特措法

未発生期	<p>第 46 条又は予防接種法第 6 条第 3 項に基づき、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る。(行 21、行 33、G102)</p> <ul style="list-style-type: none"> 速やかに住民接種することができるよう関係機関と協力し、あらかじめ接種の開始日や接種会場等を通知する方法、予約窓口を活用し住民からの予約を受け付ける方法、接種の具体的な方法等について、準備を進めるよう努める。(行 34、G105) また、円滑な接種の実施のために、あらかじめ市町村間で広域的な協定を締結するなど、居住する市町村以外の市町村における接種を可能にするよう努める。(行 34)
海外発生期	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特定接種の実施 <ul style="list-style-type: none"> 国と連携し、本町の地方公務員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行う。(行 47) ○ 特定接種の広報・相談 <ul style="list-style-type: none"> 具体的な接種の進捗状況や、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口（コールセンター等）など、接種に必要な情報を提供する。(G100) ○ 住民接種の準備 <ul style="list-style-type: none"> 引き続き速やかに住民接種することができるよう関係機関と協力し、準備を進めるよう努める。(行 34、G105)
国内発生早期	<p>《緊急事態宣言がされていない場合》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 住民接種の実施 <ul style="list-style-type: none"> パンデミックワクチンが供給可能になり次第、関係者の協力を得て、特措法第 46 条に規定する接種を開始するとともに、その接種に関する情報提供を開始する。(行 55) 住民接種の実施に当たり、国及び岩手県と連携して接種会場を確保し、対象者に対し集団的接種を行う。(行 55) 予防接種を行うことが不適當な状態（発熱等の症状を呈している等）にある者については、接種会場に赴かないように周知すること、及び接種会場に掲示等により注意喚起すること等により、接種会場における感染対策を図る。(G104) 通院中の医学的ハイリスク者で、通院中の医療機関から発行された「優先接種対象者証明書」を持参した方については、集団接種を実施

国内発生早期	<p>する会場において接種することを原則とする。なお、本町の判断により通院中の医療機関において接種することもある。(G104)</p> <p>○ 住民接種の有効性・安全性に係る調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 住民接種に係る医療機関に対し、あらかじめ予防接種後副反応報告書及び報告基準を配布する。(G108) <p>《緊急事態宣言がされている場合の措置》</p> <p>○ 住民に対する予防接種の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 住民に対する予防接種については、基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。(行57) ・ 住民に対する予防接種実施についての留意点は《緊急事態宣言がされていない場合》を参照。 ・ 住民接種の実施に当たり、国及び岩手県と連携して接種会場を確保し、対象者に対し集団的接種を行う。(行55) ・ 予防接種を行うことが不適当な状態(発熱等の症状を呈している等)にある者については、接種会場に赴かないように周知すること、及び接種会場に掲示等により注意喚起すること等により、接種会場における感染対策を図る。(G104) ・ 通院中の医学的ハイリスク者で、通院中の医療機関から発行された「優先接種対象者証明書」を持参した方については、集団接種を実施する会場において接種することを原則とする。なお、本町の判断により通院中の医療機関において接種することもある。(G104) <p>○ 住民接種の広報・相談</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 病原性の高い新型インフルエンザ等に対して行う特措法第46条の規定に基づく住民に対する予防接種については、接種を緊急に実施するものであり、接種時には次のような状況が予想される。(G104) <ul style="list-style-type: none"> a 新型インフルエンザ等の流行に対する不安がきわめて高まっている。 b ワクチンの需要が極めて高い一方、当初の供給が限られている。 c ワクチンの安全性・有効性については、当初の情報が限られ、接種の実施と並行して情報収集・分析が進められるため、逐次様々な知見が明らかになる。 d 臨時接種、集団接種など、通常実施していない接種体制がとられ
--------	---

	<p>ることとなり、そのための混乱も起こりうる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ これらを踏まえ、広報にあたっては、次のような点に留意し行う。 <ul style="list-style-type: none"> a 接種の目的や優先接種の意義等を分かりやすく伝える。(G104) b ワクチンの安全性・有効性についての情報をできる限り公開するとともに、分かりやすく伝える。 c 接種の時期、方法など、一人ひとりがどのように対応するべきかについて、分かりやすく伝える。 ・ 住民接種を実施する場合には、具体的な接種スケジュールや接種の実施場所・方法、相談窓口の連絡先等の周知を行う。(G104)
国内感染期	<p>《緊急事態宣言がされていない場合》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 住民接種の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。(行65) ・ 住民接種実施についての留意点は、国内発生早期の項《緊急事態宣言がされていない場合》を参照。 ○ 住民接種の有効性・安全性に係る調査 <ul style="list-style-type: none"> ・ 住民接種に係る医療機関に対し、あらかじめ予防接種後副反応報告書及び報告基準を配布する。(G108) <p>《緊急事態宣言がされている場合の措置》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 住民に対する予防接種の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本的対処方針を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。(行57) ・ 住民に対する予防接種実施についての留意点は、国内発生早期の項《緊急事態宣言がされている場合》を参照。 ・ 住民接種の広報・相談については、内発生早期《緊急事態宣言がされている場合の措置》の項を参照。
小康期	<p>《緊急事態宣言がされていない場合》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 住民接種の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 流行の第二波に備え、緊急事態宣言がされていない場合においては、予防接種法第6条第3項に基づく接種を進める。(行74) ・ 住民接種実施についての留意点は、国内発生早期の項《緊急事態宣言がされていない場合》を参照。 ○ 住民接種の有効性・安全性に係る調査 <ul style="list-style-type: none"> ・ 住民接種に係る医療機関に対し、あらかじめ予防接種後副反応

報告書及び報告基準を配布する。(G108)

《緊急事態宣言がされている場合の措置》

○ 住民に対する予防接種の実施

- ・ 流行の第二波に備え、国及び岩手県と連携し、特措法第 46 条の規定に基づき予防接種法第 6 条第 1 項に規定する住民に対する臨時の予防接種を進める。(行 74)
- ・ 住民に対する予防接種実施についての留意点は、国内発生早期の項《緊急事態宣言がされている場合》を参照。
- ・ 住民接種の広報・相談については、国内発生早期《緊急事態宣言がされている場合の措置》の項を参照。

5. 町民の生活及び地域経済の安定に関する措置

新型インフルエンザ等発生時には、国民生活及び国民経済への影響を最小限とできるよう、特措法に基づき事前に十分な準備を行う。(行 24)

発生段階	対 策 等
未発生期	<ul style="list-style-type: none"> ○ 要援護者への生活支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域感染期における高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応について、国からの要請に対応し、岩手県と連携し要援護者の把握とともにその具体的手続きを決めておく。(行 37) ・ 市町村は最も住民に近い行政主体であり、地域住民を支援する責務を有することから、町民に対する情報提供を行い、新型インフルエンザ等対策に関する意識啓発を図るとともに、新型インフルエンザ等の流行により孤立化し、生活に支障を来す恐れがある世帯（高齢者世帯、障害者世帯等）への具体的な支援体制の整備を進める。(G190) ・ 新型インフルエンザ等発生時にも地域住民の生活支援を的確に実施できるよう、自らの業務継続計画を策定する。(G198) ○ 火葬能力等の把握 <ul style="list-style-type: none"> ・ 岩手県が行う火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等について把握・検討する際に連携する。(行 37) ・ 墓地・埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号）において、埋火葬の許可権限等、地域における埋火葬の適切な実施を確保するための権限を与えられていることから、域内における火葬の適切な実施を図るとともに、個別の埋火葬に係る対応及び遺体の保存対策等を講ずる。(G204) ・ 岩手県の火葬体制を踏まえ、域内における火葬の適切な実施ができるよう調整を行うものとする。その際には戸籍事務担当部局等関係機関との調整を行うものとする。(G206) ○ 物資及び資材等の備蓄等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄等し、又は施設及び設備を整備等する。(G37)

海外発生期	<ul style="list-style-type: none"> ○ 要援護者対策 <ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等の発生後、新型インフルエンザ等の発生が確認されたことを要援護者や協力者へ連絡する。(G198) ○ 遺体の火葬・安置 <ul style="list-style-type: none"> ・ 国から岩手県を通じて行われる「火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う」旨の要請を受け対応する。併せて遺体の保存作業に必要となる人員等の確保についても準備を進める。(行 49、G206)
国内発生早期	<ul style="list-style-type: none"> ○ 要援護者対策 <ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等にり患し、在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、国及び岩手県と連携し、必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）を行う。(G195) ・ 食料品・生活必需品等の供給状況に応じ、要援護者に対する食料品・生活必需品等の確保、配分・配付等を行う。(G199) ○ 遺体の火葬・安置 <ul style="list-style-type: none"> ・ 岩手県と連携して確保した手袋、不織布製マスク、被透過性納体袋等を域内のインフルエンザ等の発生状況を踏まえ、遺体の移送作業に従事する者の手に渡すよう調整する。 ・ 利用する火葬場の能力に応じ、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行う。(G207) <p>《緊急事態宣言がされている場合の措置》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 水の安定供給 <ul style="list-style-type: none"> ・ 消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において、水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。(行 59) ○ 生活関連物資等の価格の安定等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また買占め及び売惜しみが生じないよう調査・監視をするとともに、必要に応じ関係事業者団

	<p>体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。(行 60)</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">国内感染期</p>	<p>○ 要援護者対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等にり患し、在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、国及び岩手県と連携し、必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）を行う。(G195) ・ 引き続き食料品・生活必需品等の供給状況に応じ、新型インフルエンザ等の発生前に立てた計画に基づき、住民に対する食料品・生活必需品等の確保、配分・配付等を行う。(G199) <p>○ 遺体の火葬・安置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き遺体の移送作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努めるものとする。また、利用する火葬場の能力に応じ、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行う。(G207) ・ 岩手県が遺体の移送作業等に従事する者の感染防止のために必要となる手袋、不織布製マスク等の確保を行う際に連携する。(G208) ・ 岩手県と連携し、遺体の円滑な埋葬及び火葬のため、必要によっては他市町村及び近隣都道府県に対して広域火葬の応援・協力を要請し、広域的な火葬体制の確保と遺体の搬送体制を確保する。(G208) ・ 死亡者が増加し、火葬場の火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、臨時遺体安置所に必要となる人員を確保し、遺体の保存を適切に行う。(G208) ・ 確保した臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合には、その拡充について早急に措置を講ずるとともに、岩手県から火葬に関する最新の情報を確認し、円滑に火葬が行われるよう努める。(G209) <p>《緊急事態宣言がされている場合の措置》</p> <p>○ 水の安定供給</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国内発生早期の項を参照 (行 68) <p>○ 生活関連物資等の価格の安定等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活関連物資等の価格が高騰又は供給不足が生じないよう国及び岩

	<p>手県と連携し適切な措置を講ずるとともに、買占め及び売惜しみが生じないように調査・監視し、必要に応じ関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。(行 69)</p> <p>○ 要援護者対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国から要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う旨の要請を受け対応する。(行 69) <p>○ 遺体の火葬・安置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 死亡者が増加し、火葬場の火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合に、国が岩手県を通じて臨時遺体安置所の確保の要請を受け対応する。(行 70) ・ 埋葬又は火葬を迅速に行うために必要があると認めるときは、都道府県が行うこととなっている事務の一部を行う。(G209) ・ 新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難になった場合には、厚生労働大臣が定める地域や機関においては埋火葬の許可を受けられるとともに、特に必要と認められるときは埋火葬の許可を要しない等の特例が設けられることから、当該特例に基づき埋火葬の手続きを行う。(G209)
小 康 期	<p>○ 要援護者対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等に罹患し、在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、引き続き国及び都道府県と連携し、必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）を行う。(G195) <p>≪緊急事態宣言がされている場合の措置≫</p> <p>○ 新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国、岩手県、指定（地方）公共機関と連携し、国内の状況を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。(行 76)